

Title	スマートフォンの社会的 (悪) 影響と法
Sub Title	Legal perspective on the (negative) social effects of smartphones
Author	江口, 公典(Eguchi, Kiminori)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2024
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.51 (2024. 3) ,p.[111]- 123
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20240329-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スマートフォンの社会的（悪）影響と法

江口 公典

- はじめに
 - スマートフォンの社会的（悪）影響
 - スマートフォンと人間、そして法
- 結語

一 はじめに

1 現代法の課題について考察する場合に、第一に人間とその外界との関係における局面について、第二に人間相互間の関係における局面について把握するという検討の枠組みは、筆者がしばしば取り上げてきたところである¹⁾。このような枠組みに即して新たな具体的検討を進めること、これが本稿の役割となる。

人間と外界との関係について焦眉の課題となっているのは、環境問題であろう²⁾。この点については、すでに進展がみられる³⁾。

他方、前述の意味における人間相互間の関係のあり方については、さしあたり私法的分野に限定するとしても、民法・経済法を含む広範な領域が対象と

1) 江口公典「法における人間像の更新」『現代企業法学の理論と動態（奥島孝康先生古稀記念論文集）』第1巻下篇 867頁以下（2011年）等参照。

2) 江口「環境問題と競争秩序」法律時報73巻8号（2001年）4頁以下参照。

3) 六車明『環境法の考えかたⅠ—「人」という視点から』、同『環境法の考えかたⅡ—企業と人とのあいだから』（2017年）参照。

なる。たとえば民法上の契約法のあり方、そして経済法との関連ではデジタル・情報通信をめぐる諸問題を指摘できよう。本稿では、後者の問題群のうち、スマートフォンの社会的影響、とりわけスマートフォンの社会的悪影響について考察する。

2 情報通信分野の進展は、多様な仕方で人間社会を大きく変革しつつある。スマートフォンをめぐる問題はこの大きな流れの比較的小さな構成要素であるという見方もありえよう。しかし他方で、流れの最末端で人間と文字どおり密着していることから、その影響は大きく、場合によっては社会のあり方を左右する。このような認識に基づいて考察を始めることとしよう。

なお、テーマに関係する動きとして「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」（デジタル市場競争会議・2023年6月16日）の公表がある。これについては後に触れる（結語1参照）。

3 本稿では、主に「ネット依存」「スマホ依存」の問題を取り上げる。まず、テーマに関する事実について述べ（二）、次に、法と法学の観点から考察を試みたい（三）。

二 スマートフォンの社会的（悪）影響

1 香川県ネット・ゲーム依存症対策条例損害賠償請求事件判決（令和4年8月30日高松地方裁判所、令和2（ワ）339）は、当該条例（2020年制定）が、憲法13条、14条1項、21条1項、22条、26条等に違反するにもかかわらず、県議会が条例を制定した違法および条例の改廃等の立法措置を講じなかった違法により精神的苦痛を被ったとして、原告（2名）が被告に対し国家賠償法1条1項に基づきそれぞれ慰謝料80万円を求めた事案である。焦点となったのは「保護者は、子どもにスマートフォン等を使用させるに当たっては、子どもの年齢、各家庭の実情等を考慮の上、その使用に伴う危険性及び過度の使用による弊害等について、子どもと話し合い、使用に関するルールづくり及びその見直しを行うものとする」と定める条例18条1項の規定、「保護者は、前項の

場合においては、子どもが睡眠時間を確保し、規則正しい生活習慣を身に付けられるよう、子どものネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用に当たっては、1日当たりの利用時間が60分まで（学校等の休業日にあっては、90分まで）の時間を上限とすること及びスマートフォン等の使用（家族との連絡及び学習に必要な検索等を除く。）に当たっては、義務教育修了前の子どもについては午後9時まで、それ以外の子どもについては午後10時まで使用をやめることを目安とするとともに、前項のルールを遵守させるよう努めなければならない」と定める条例18条2項の規定である。判決は、これらは憲法13条等に違反しないとして、請求を棄却している。その理由として判決では、条例は「1日当たりの利用時間の上限の目安を示し、目安を参考に自ら話し合いの上で定めたルールを遵守させるよう努めるという努力を求めるものにすぎず、もとより時間制限というものではないと解される」こと、「本件条例によるスマートフォン等の利用制限は、そもそも努力目標に過ぎず、罰則もなく、原告の表現自体を規制するものではないため、原告の表現の自由に対して何らかの制約を課すものではない」ことが指摘されている。

本稿の関心からは、このような判断の前提として、インターネット依存・ゲーム依存に係る「医学的知見ないし諸見解等」の詳細な事実認定が行われている点に留意したい。その場合に、世界保健機関（WHO）等における取り組みを取り上げている点を含めて、国際的な視点を重視する姿勢が顕著である。なお本件は、令和4年5月6日に至って原告が本件訴えを全部取下げる旨の取下書を提出し、これに対し被告が取下げに同意しない旨の意見書を提出するという経過を経て、弁論終結・判決言い渡しに至った。

憲法論を含めた本件の判断には（本稿の関心から見る限りにおいて）法律論として取り立てて取り上げるべき問題点はない。むしろ、この判決の重要性は、関連する事実の社会的側面にあるように思われる。

2 独立行政法人国立病院機構・久里浜医療センターでは、2011年にネット依存に関する専門診療が開始され、同センターの樋口進医師を中心として広範な研究・啓発活動が行われている（久里浜医療センターインターネット依存治

療研究部門）。同センターの活動については、世界保健機関（WHO）がインターネットゲーム依存に公式に疾病という位置づけを与えたことに寄与したとされている⁴⁾。また同センターでは、関連するテーマに係る研究論文等が公表され、加えて「ネット依存・ゲーム依存」「ゲーム・スマホ依存」の予防、治療等に向けた啓蒙活動が行われている⁵⁾。スマートフォンに検討の重点を置く本稿の立場からは、樋口医師等の関心と検討の焦点がネット依存・ゲーム依存に置かれていた段階から、これに「スマホ依存」という新たなキーワードが加えられていることに留意したい⁶⁾。

3 2010年に、ネット依存の現状について5万人を超える規模の調査が、橋元良明教授（東京大学大学院情報学環）を中心とする研究グループによって行われた⁷⁾。「ネット依存」か否かは、いわゆるヤングの8項目基準に依っている。この基準では、特定の8項目（①もともと予定していたより長時間ネットを利用してしまう・②ネットを利用していない時もネットのことを考えてしまう・③ネットを利用していないと、落ち着かなくなったり、憂うつになったり、落ち込んだり、いらいらしたりする・④ネットの利用時間を減らそうとしても、失敗してしまう・⑤ますます長時間ネットを利用していないと満足できなくなっている・⑥落ち込んだり不安やストレスを感じたとき、逃避や気晴らしにネットを利用している・⑦ネットの利用が原因で家族や友人との関係が悪化している・⑧ネットを利用している時間や熱中している度合いについて、ごまかしたりウソをついたことがある）

4) 「世界保健機関（WHO）との共同研究・事業」 <https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/section/internet/who.html>

5) 啓蒙書として樋口進『ゲーム・スマホ依存から子どもを守る本』2020年。

6) 三原聡子・樋口進「医学から見たネット（スマホ）依存の危険性」教育と医学 63 巻 1 号（2015年）76頁以下、北湯口孝・樋口進「子どものスマホ・ゲーム依存」小児保健研究 79 巻 1 号（2020年）20頁以下、樋口進『ゲーム・スマホ依存から子どもを守る本』（2020年）8-9頁参照。

7) 橋元良明「ネット依存の現状と課題—SNS依存を中心として」ストレス科学研究 33 巻（2018年）10頁以下、橋元良明・小室広佐子・小笠原盛浩・大野志郎・天野美穂子・河井大介・堀川裕介「平成22年度共同研究報告書・インターネット利用と依存に関する研究」参照（最終有効回答は56,272票）。

のうち5項目以上に該当する者を依存的であると判断する。調査結果の概要として、全体でネット依存者は11.0%である。男女別では男性が8.1%・女性が12.3%である。また年齢的には若年層（10歳代で14.3%）、職業別では「学生（13.2%）」や「主婦・主夫（11.9%）」に依存者が多い。

さらに、国立病院機構久里浜医療センターによる調査では「中学・高校生のネット依存が疑われる者の割合の変化」が示されている（「依存」の基準は前述・東京大学調査と同様にヤングの8項目基準が採用されている⁸⁾）。それによれば、2012年調査では52万人であった依存者の数が、2017年調査では93万人に増加している（いずれも推計値）。これを中高生全体に占める割合で示せば、7.9%から14.2%に増加したことになる⁹⁾。

4 西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）の安全研究所では「駅構内における歩きスマホの低減に向けた研究」・「駅利用者の歩きスマホの低減に向けた研究」を行っている¹⁰⁾。また同研究所に勤務する研究員を主たる共著者とする研究論文（「駅構内で歩きスマホをしている最中の人・していない人への調査に基づく行動形態の比較」）が学術雑誌に公表されている¹¹⁾。そして「歩きスマホの防止策考案に向けて」という副題の付されたこの研究論文の記述においてとくに重要であると思われるのは、その結論部分において「アンケート調査で多く見られた、必要性が低いにもかかわらず歩きスマホをしている人や無意識に歩きスマホをしている人」に特別の注意が向けられている点であろう（論文117頁参照）。

多くの深刻な事案に示されているように、この研究調査で取り上げられている「歩きスマホ」（道路上等の公共空間で歩きながらスマートフォンを使用・操作する行為）、さらには自転車・自動車等の運転時のスマートフォンの使用・操

8) (独) 国立病院機構久里浜医療センター依存症対策全国センター・樋口進「ゲーム障害について」(2020年) <https://www.mhlw.go.jp/content/12205250/000759309.pdf>

9) このパラグラフについて、併せて総務省情報通信政策研究所「中学生のインターネットの利用状況と依存傾向に関する調査」(2016年) 参照。

10) 「あんけん～研究成果レポート～」Vol.12 (2019) 16頁以下・Vol.14 (2021) 18頁以下。

11) 「人間工学」56巻3号(2020年) 108頁以下。

作が重大な問題であることは疑いない。しかし、これら「歩きスマホ」等の現象は、道路交通等において従来からみられる脇見運転と類似の問題行動類型に属しているという側面もある。他方この点と比較するならば、むしろ本稿における検討の焦点は、人に、公共空間で歩きながらスマートフォンの使用・操作を行わせるような、さらには人に、自転車・自動車等の運転時にスマートフォンの使用・操作を行わせるような、ソフトウェア面を含めたスマートフォンの側の性質、とりわけそれが人間に対して与える影響の点にあるということになる。

5 川島隆太東北大学教授（加齢医学研究所所長）のインタビューには、次のような発言の記録がある¹²⁾。

・「スマホが原因で、結果的に学力が低下していた」・「スマホを始めると成績が下がり、スマホを手放すと成績が上がる」

・「スマホの長時間使用が長いこと続くと、『大脳灰白質（だいのうかいはくしつ）』（=大脳皮質）と『大脳白質（だいのうはくしつ）』（皮質の内側に白く見える部分で神経線維の層）の両方が、かなり広範にわたって発達に遅れが生じている」・「ほぼ毎日インターネットを使う子どもたちは、大脳灰白質の増加の平均値がゼロに近く、ほとんど成長が止まっていたこと。それは、スマホでインターネットを使いすぎたため、脳の発達そのものに障害が起きた可能性があると思われること。スマホを高頻度で使えば、3年間で大脳の発達がほぼ止まってしまうこと」

・「スマホを頻繁に使う人ほど、自尊心が低かったり、不安や抑うつ傾向が高かったり、共感性や情動制御能力が下がったりという状態が観察された」・「『スマホ依存』、『ゲーム依存』といった過剰な使い方をする人の脳の反応は、アルコール、カフェイン、覚醒剤、シンナー、鎮痛剤、睡眠薬、コカイン、タバコなどへの依存や中毒と診断された人の脳の反応に似ている」¹³⁾

12) 共同通信社運営のニュースサイト（2023年1月21日）(<https://ovo.kyodo.co.jp/news/culture/a-1836071>)による。

13) インタビューの内容については川島隆太『オンライン脳』（2022年）にも記述がある。

6 関連する二つの論点について、取り上げよう。

第一に、外形的に「歩きスマホ」等の問題行動に該当しても、スマートフォンの使用が社会的に相当であると判断され、本稿でいう社会的悪影響を有するとはいえない場合がある。たとえば火事や急病等の緊急時がこれに該当すると考えられる。このような場合には、むしろ社会的に推奨される行為である場合も少なくない。もっとも、限定列举は難しいであろう。

第二に、スマートフォンの社会的悪影響と関係して、NTTドコモをはじめとする電気通信事業者やその他の関連事業者等はどう対応してきたのか、またどう対応するのか。この点について具体的には、電気通信事業者協会とその構成事業者であるNTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル¹⁴⁾が、2022年11月1日から全国の鉄道事業者やその事業者団体と共同して「やめましょう、歩きスマホ。」キャンペーンを実施している^{15) 16)}。次に、このような末端の現象としての「歩きスマホ」等の問題行動の基盤となり、より根源に近い位置にあると思われる問題、すなわち「ネット依存」・「スマホ依存」の問題について、電気通信事業者や製造業者その他のスマートフォン関連事業者等はどうに対応しているであろうか。

この点について、KDDI株式会社およびグループ企業等は脳神経科学とAIを活用した「スマホ依存」に関する共同研究を開始しており、研究の成果に基づいて2024年度中に問題の改善・予防のためにスマートフォンアプリを実用化することを目標としている。この共同研究の出発点において「スマートフォンの使い過ぎなどの『スマホ依存』」について「疾病ではないが、スマート

14) 事業者の名称について、本稿では定着した通称を用いる場合がある。

15) <https://www.tca.or.jp/mobile/stop-arukisumaho.html>。また、https://www.docomo.ne.jp/info/news_release/2013/12/03_00.html

16) 「歩きながらのスマートフォンの使用はやめましょう」・「スマートフォンや携帯電話の画面を見つめながらの歩行は大変危険です。視野が極端に狭くなり、自分自身だけでなく、周囲の方も巻き込む事故につながることもあります」・「スマートフォンを使用する際は、安全な場所で立ち止まって使用するようになしてください」。 https://www.docomo.ne.jp/binary/pdf/support/manual/SO-54C_J_syousai_12.pdf

フォンの過剰な利用により、体力低下、成績が著しく下がるなど、普段の日常生活に支障をきたしているにも関わらず、使用がやめられず、スマホを使用していないと、イライラし落ち着きがなくなってしまう状態のことを指す」とされ、実態の調査も進められている¹⁷⁾。

三 スマートフォンと人間、そして法

1 多くの便益をもたらすと同時に、スマートフォンが人間と人間社会に対してネガティブな効果を及ぼしていることは、前述のとおり、広く知られている。スマートフォンをめぐる現象は、情報通信技術の飛躍的進展の巨大な全体像におけるひとつの構成要素にすぎないが、市民の日常に対するインパクトは、劇的であると言ってよい。

スマートフォンは電話機である。ただし、音声通話以外に、インターネット接続、デジタルカメラによる撮影、動画や音楽の再生、ゲーム、スケジュール管理等ができる超高機能携帯電話である。スマートフォンがたとえば電話機としてまたは写真撮影のために機能する限りにおいて、今日の情報通信技術の飛躍的進展による大きな社会的インパクトにつながることはない。それがインターネット接続等をとおして、驚異的に多様な機能を果たすことにより、本稿の検討の対象となる存在となった。

これに先行して高度情報化社会の進展を先導してきたのは、インターネットと結び付いたパーソナルコンピューターであろう。スマートフォンの機能や役割の多くは、パーソナルコンピューター・インターネットの機能・役割と同一ないし類似のものであり、重なる部分が多い。他方で、文字どおり持ち運ぶことに特化したハンディな高機能端末として、スマートフォンには相対的に独自の機能と性質がみられることも明らかであろう。このことを踏まえて、次には、スマートフォンが人間と社会に与える影響について法と法学の観点から検討す

17) <https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2020/07/10/4544.html#>

る。

2 巨視的・長期的視点から事態を眺めてみよう。

本稿冒頭で述べたように、環境問題と情報通信技術の進展に伴うリスクは、現代社会のメガ・リスクであり、前者を人間と外界との関係における問題として、後者を人間相互間の関係における問題としてとらえることができる。加えて、第一の環境問題だけではなく、第二の情報通信技術の進展に伴うリスクも人類史的重要性を有しており、しかもその重要性は、ドイツの法哲学者ラートブルフが「法における人間」の考察において印象的に描写した封建から近代に至る法秩序の大きな変化（およびその後の市民法から社会法への部分的変化）を上回るスケールのものであるように思われる¹⁸⁾。

他方でミクロの場面では、テーマに関する具体的法律問題としてすでにいくつかのものが現存している。節を改めて検討しよう。

3 香川県ネット・ゲーム依存症対策条例をめぐる紛争事例と判決の概要については前述した。また、スマートフォン使用が原因となって引き起こされた（交通）事故に係る民事事件・刑事事件の事案も少なからず報告されている。これらは、テーマに関する問題について既存の法制度の伝統的なスキームによる対応が行われたものと言うことができよう¹⁹⁾。

次に、現状では直接に対応する法制度がなく、したがって将来において立法等の法制度上の手当てを行うか否か（そしてその場合にどのような内容、方法等によるのか）が問われる場合がある。条例、民事事件・刑事事件等の背景にある、いわば非法制度的な事実を法的な場に引き出すか否か、そしてどう引き出すかの問題である。この点について外国に眼を向ければ²⁰⁾、青少年のゲーム依存を防止する目的から、韓国では青少年保護法によるいわゆるゲームシャッ

18) Gustav Radbruch, *Der Mensch im Recht* (Vandenhoeck & Ruprecht 1957) および Gustav Radbruch *Gesamtausgabe*, Band 2 (C.F. Müller 1993) に収録されている。日本語訳は『ラートブルフ著作集第5巻・法における人間』（1962年）1頁以下参照。

19) 運転中の携帯電話使用等に関する警察庁の取組等に関して「やめよう！運転中のスマートフォン・携帯電話等使用」が公表されている。もっとも、法的に実体を有する動向は道路交通法上の罰則等の強化である。

トダウン制の導入（2011年）と廃止（2022年）の動向がみられるほか、アメリカ合衆国、中国では情報通信事業者側の自主規制という手法による対応が進行していることが報告されている。これに対して、わが国における対応の現状は、香川県ネット・ゲーム依存症対策条例損害賠償請求事件判決が条例について指摘するとおり「条例によるスマートフォン等の利用制限は、そもそも努力目標に過ぎず、罰則もなく、原告の表現自体を規制するものではない」という控えめで抑制的な対応が特徴となっていると言えよう²¹⁾。

以上の検討において取り上げたのは、主として医学的観点からのアプローチの対象となっているゲーム依存・ネット依存（・スマートフォン依存）に関する経緯であった。そこでは、とりわけ主な依存者である子どもないし青少年の保護に重点が置かれていた。他方で「歩きスマホ」防止に関する諸条例は、広い意味では共通の背景を有しながらも、前述の香川県条例の場合のように「依存」という限定はなく、また「損害」の発生をめぐる民事事件等の場合とも異なる。具体的には「歩きスマホ」を端的に禁止しているもの（神奈川県大和市「大和市歩きスマホの防止に関する条例」、東京都足立区「足立区ながらスマホの防止に関する条例」、東京都荒川区「荒川区スマートフォン等の使用による安全を阻害する行為の防止に関する条例」、大阪府池田市「池田市ながらスマホの防止に関する条例」、愛知県江南市「江南市歩きスマホの防止に関する条例」）が散見されるほか、より間接的な内容の条例が見られる²²⁾。もっとも、このような少数の地方公共団体の条例については、公共の場所において歩きスマホをすること等の禁止があるのみであり、条例による規制に罰則はないことから、実効性に問題があることも否定できない²³⁾。

20) 日本経済新聞 2022年8月30日朝刊（「スマホ依存防げ、自主対策広がる各国の規制議論に対応」「インスタ、保護者が利用管理 TikTok は休憩促し表示制限」）、NIKKEI STYLE（2013年8月16日）「子どもの『ネット依存』対策の先進国『韓国』に学ぶ 大人にも忍び寄る『ネット依存』傾向と対策(1)」https://www.nikkei.com/nstyle-article/DGXNASFK0100W_R00C13A8000000/ 等参照。

21) KDDI 等による共同研究については前述した（二六参照）。

22) 地方自治研究機構「歩きスマホ防止に関する条例」（2023年）参照。

4 事実としては以上の問題群と密接に関係していながら、法ないし法学と結び付けることが容易ではない領域があるように思われる。それは、全般的なデジタル化の進展のなかでスマートフォンが人間と社会に対して及ぼしている影響それ自体をめぐる問題であり、典型的には「バカになっていく子供たち」・「スマホは私たちの最新のドラッグである」という指摘²⁴⁾、また『『オンライン』と『スマホ』で、脳への複合的リスクがいつそう高まる』という指摘²⁵⁾と関係する問題である。

これら両方の指摘が医学の分野からの発信であることに注目すべきであろう。もっとも、医学者でない一般の現代人がこれらの指摘と同様または類似の印象を持つことも稀ではない。このこととの関連では、（横断歩道上を含む）路上、電車内、駅のホーム等における現象が顕著であるようにみえる。この場合に、路上等の現象がそれ自体として問題となることは言うまでもないが、直ちには目に見えないスマートフォン使用者の住居等における事象を含めて、スマートフォンの影響を総合的にとらえる視点が求められているように思われる²⁶⁾。

結語

1 とりわけ実定法を前提とする限り、スマートフォンの社会的（悪）影響と法に関する考察はここで限界領域に近づく。限界の外では法がそれ自体として作用するのではなく、道徳、見識の世界になるのであろう。デジタル市場競

23) 道路交通法 71 条 1 項 6 号・東京都道路交通規則 8 条 4 号には「自転車を運転するとき、携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと」の義務付けが定められ、違反行為は罰則の対象となる（道路交通法 120 条 1 項 10 号）。しかし、これは自転車を軽車両として位置づけることに基づいている。

24) アンデシュ・ハンセン『スマホ脳』（訳・久山葉子）（2020 年）

25) 川島隆太『オンライン脳』（2022 年）

26) 松崎尊信・樋口進「スマホ使用の影響」精神科 39 巻 6 号（2021 年）参照。憲法学からの示唆に富む研究として山本龍彦「思想の自由市場の落日—アテンション・エコノミー× AI」Nextcom 44 号（2020 年）4 頁以下、同「アテンション・エコノミー、競争法、憲法」日本経済法学会年報（2022 年）72 頁以下参照。

争会議「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」（2023年6月16日）も、スマートフォンの社会的（悪）影響に係る論点に直接的に触れることはなかった。この最終報告に関して本稿の立場から見解を述べておきたい。

「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」（以下「最終報告」という）には、次のような記述がある。(1)「モバイル・エコシステムは」「社会的厚生、利便性の増大や我が国経済の成長のエンジンとなることが期待される」（27頁）。(2)「デジタル市場における競争がグローバルに展開され、そこでの課題の多くがグローバルに共通なものとなっている」（2頁）。(3)「最終報告は」「ユーザーがそれによって生まれる多様なサービスを選択でき、その恩恵を受けることを目指す」（2頁）。(4)「今後は、本最終報告を踏まえ」「モバイル・エコシステムにおける公平、公正な競争環境の確保のために必要な法制度の検討を行っていくこととなる」（190頁）。また最終報告は、（目次や見出しを除けば）「スマートフォン」ということばで書き始められている（1頁）。

これらの点との関連において、最終報告のテーマについてはさらに検討すべき点があるのではないか。以下、要点を述べる。

キーワードは、とりわけネット依存、スマートフォン依存である。これらについては、従来から主に医学者によって取り上げられ、多くの研究が公表されている。このような研究の問題領域は確かに「モバイル」に限定されないとはいえ、スマートフォンの人と社会に対する影響の問題性が考察の焦点となってきたことに、異論はなからう。

従来の研究として、たとえば独立行政法人国立病院機構・久里浜医療センターを中心とする研究がある（松崎尊信・樋口進「スマホ使用の影響」精神科39巻6号、637-642頁、2021年等）。さらに、関連するテーマについて脳画像研究からの知見も報告されており、重要であり、かつ興味深い（藤原広臨・鶴身孝介・高橋英彦「ネット依存の依存メカニズムおよび健康障害—脳画像研究から」（精神医学59巻1号、23-30頁、2017年）。わが国政府機関

においても、若干の取り組みがみられる（厚生労働省・ゲーム依存症対策関係者会議等）。

これらの研究や事態の進展等を踏まえて考えれば、スマートフォンの人と社会に対する悪影響の側面、いいかえればスマートフォンの社会的費用が相当に大きなリスクとなっていること、またそのリスクが将来において増大すると見込まれることは否定できない。最終報告がモバイル・エコシステムに関する「競争評価」にほかならないとしても、この意味におけるリスクが競争のあり方を左右するものとみられることから、スマートフォンが人と社会に及ぼす（悪）影響の評価にも注意を向けることが要請されているように思われる。

もちろん、最終報告における競争評価が有意義であることは疑いない。

2 自然科学的・医学的・心理学的知見がさらに蓄積されることが重要であろう。加えて、本稿のテーマとの関係においては、学術の分野以外に文芸、芸術そして哲学等の果たす役割は小さくないものと思われる。

人間の営みのなかでも法はおおむね事後的なものであり、また学術の諸分野のなかで法学はおおむね後衛の学問である²⁷⁾。このことは、公害問題から環境問題への動きにおいても明瞭に示されていたように思われる。環境問題について示されてきている（グローバルな場におけるものを含めた）創造的な立法論等から学ぶことが求められよう。

27) 前衛ではなく、という意味において。